# 戦旗

1961年2月7日発行
発行所
新宿区東大久保二の一五五
世界労働運動研究所
TEL (341) 8481
編集 発行人 鏑木 潔
一部 拾円


万国の労働者団結せよ！
革命的前衛・共産主義者同盟を
すべての工場に組織せよ！
共産主義者同盟

# 苦闘する国鉄の労働者諸君に訴える

## 春斗に対するわが基本的態度

一月二三、四日の第五六回中央委員会で国鉄労組は、四五〇円プラス一〇%の賃上げ要求を中心に三月下旬から四月はじめに、半日ストで斗うという方針を決定した。日本労働者階級の根幹部隊の一つである国鉄労働者は、戦後の日本労働者階級の斗争の護衛陣においてその苦悩にみちた斗争の敗北の歴史において、いつも誇り高く斗い、そして最も深い痛苦をこうむった部隊の一つだった。

二・一ストにおいて、十月斗争において、レッド・パージにおいて三鷹、松川事件において、国鉄労働者はその全身に、深い深い傷痕を、歯をくいしばつた敵階級への憎しみとともに残したのである。しかも、それとの斗いは、敵との斗いによって苦痛であつたばかりではない。それが、労働者階級内部における異常に強大な敵との斗争であったが故に、それはましみにみちた斗いであったのだ。

民同と、そして「それだけならまだしも、民同との〝統一と団結〟を唯一の旗じるしとする自称護衛スターリニスト日共の憂切りが国鉄労働者にもたらした混乱と苦悩と絶望とは、耐えがたいまで国鉄労働者をおさえつけ、そしてそこから、敵の思想攻撃と物質的攻撃とは、国労の分裂を、新生民同の攻勢を、もたらしたのだつた。新生民同の分裂のよう喝と攻撃とは、6・4、6・22の二斉然たるストライキによってはねのけられたかに思われた。しかし、処分反対斗争を同一つ斗われなかった民同において、新生民同は決してその力を霧消しなかつたどころか、当面、国労と総評全体の分断化をはかりつつその勢力大伸長の機会を虎視たんたんと狙っているのだ。

## 国労を腐らせる民同

四五〇円プラス一〇%をそうだ、めてみよう！中執、その意見は民これは、瞬うに喚えない国鉄労働者がどうしても斗いとらねばならない最金だ。だが、われたちが本当にそう信じて斗って、また裏切られたら？今度こそは国鉄労働者全員頼して徹底的に斗いぬくか？この疑問に国鉄労働者は難でもつき当るのだ。

民同の腐敗と、スターリニスト日共の裏切りによって、その母胎の深部を脱うされている国鉄労働者が真に斗いへ前進して行く喚起をこの斗いの中でわれわれ一定のようにつかむのか？言葉の無神経を忘れこれいう前に、われわれはまず徹底この様に言えねばならぬのだ。

「賃上げムード」とは何だ

第五六回中央委の真実の姿を知つ

一月二三、四日の第五六回中央委員会で国鉄労組は、四五〇円プラス一〇%の賃上げ要求を中心に三月下旬から四月はじめに、半日ストで斗うという方針を決定した。日本労働者階級の根幹部隊の一つである国鉄労働者は、戦後の日本労働者階級の斗争の護衛陣においてその苦悩にみちた斗争の敗北の歴史において、いつも誇り高く斗い、そして最も深い痛苦をこうむった部隊の一つだった。

二・一ストにおいて、十月斗争において、レッド・パージにおいて三鷹、松川事件において、国鉄労働者はその全身に、深い深い傷痕を、歯をくいしばつた敵階級への憎しみとともに残したのである。しかも、それとの斗いは、敵との斗いによって苦痛であつたばかりではない。それが、労働者階級内部における異常に強大な敵との斗争であったが故に、それはましみにみちた斗いであったのだ。

民同と、そして「それだけならまだしも、民同との〝統一と団結〟を唯一の旗じるしとする自称護衛スターリニスト日共の憂切りが国鉄労働者にもたらした混乱と苦悩と絶望とは、耐えがたいまで国鉄労働者をおさえつけ、そしてそこから、敵の思想攻撃と物質的攻撃とは、国労の分裂を、新生民同の攻勢を、もたらしたのだつた。新生民同の分裂のよう喝と攻撃とは、6・4、6・22の二斉然たるストライキ」によってはねのけられたかに思われた。しかし、処分反対斗争を同一つ斗われなかった民同において、新生民同は決してその力を霧消しなかつたどころか、当面、国労と総評全体の分断化をはかりつつその勢力大伸長の機会を虎視たんたんと狙っているのだ。

## 国労を腐らせる民同

四五〇円プラス一〇%をそうだ、めてみよう！中執、その意見は民これは、瞬うに喚えない国鉄労働者がどうしても斗いとらねばならない最金だ。だが、われたちが本当にそう信じて斗って、また裏切られたら？今度こそは国鉄労働者全員頼して徹底的に斗いぬくか？この疑問に国鉄労働者は難でもつき当るのだ。

民同の腐敗と、スターリニスト日共の裏切りによって、その母胎の深部を脱うされている国鉄労働者が真に斗いへ前進して行く喚起をこの斗いの中でわれわれ一定のようにつかむのか？言葉の無神経を忘れこれいう前に、われわれはまず徹底この様に言えねばならぬのだ。

「賃上げムード」とは何だ

第五六回中央委の真実の姿を知つ

第49号　昭和卅五年四月廿日第三種郵便物認可　戦旗　毎週火曜日発行　1961年2月7日

# 権力に「革命の名による永遠の判決」を

## 六・一五公判と斗う『二十四人』

六・一五第一回裁判は一月二十七日鶴地東京地裁でひらかれた。昨年九月から如何にこの裁判を斗い抜くかの討議を十数回にわたって続けた結果、第一回目の被告意見陳述は緊張としかも断固として行われた。

（陳述要旨は「二四人」（裁判斗争ニュース三号）参照）

**インターで入廷**

多くの学連関係裁判には公判をまじめにからぬという誹謗と中傷まで含む批判があった。この目の被告団は開廷三十分前の九時半には殆んどが結集していた。病気の遠藤君を除く二十二人が地裁車止めにたむろして意見陳述の作戦の仕上げをしていると廷吏が近づいて来て「あなた方は維新行動隊ですか」

この後記者会見では裁判斗争ニュース「二四人」を配る手配のようさをみせた後、際伍をくんでインターを合唱しながら入廷。正面玄関を入ろうとすると廷吏が「歌は止めて下さい」と押し出そうとする。三階から三階へと廊下のインターは響く。三十号法廷（メーデー法廷）へ。廷吏「歌を止めないと退廷を命じられますよ」

彼らは裁判所の「威厳」を保つのに必死になることを要求されている。「被告が退廷しどうやって裁判するんだ」

**人定質問―起訴状朗読―釈放要求**

しっぷ桑の人定質問の時から被告団は元気がよかった。

高橋、大瀬、常木の三被告が「職業は？」の問に「共産主義者同盟常任委員」と答えたのに拍手と「異議なし」「ガンバレ」の声が飛ぶ。（名簿は「二四人」号参照）

この後起訴状朗読に入ると、検事の声がボソリボソリなので怒号荒れる。裁判長に問って「聞き声が小いさいです」裁判長すかさず「ことは学生大会ではない。静かに！」到る所で被告席から「ナンセンス」の声がとぶ。

このナンセンス起訴状（「二四人」二号参照）に対し弁ゴ側の釈明の要求があり、起訴状中の「他多数の学生と共謀の多数の学生の時定」、「食傷警官の時定」、「起訴状前文の意味明確化」等を正した。

検事側はこれに釈明書と訴因補正申立書で答えたが、弁ゴ側は再釈明を求めた。検事側は釈明書で起訴状前文中迄は「被告人の主観的目的乃至意図を記載した事項は法律事項は関係なし」と答え「他松尾弁ゴ士すかさず立って

「分らぬ点は実行行為者を特定できないではないか」松本検事

「今の段階ではいう必要ない」

松尾弁ゴ士「言う必要ないではなく分らないのではないか」

松本検事「そうだ」松尾弁ゴ士「では裁判長、ここで確認ねがいます」弁護側がこの一本ようこの現在では二十三人以外に敵は被告を地やすことが出来なくなったのだ。

検事は補正申立書で負傷警官の数、氏名を「明確化」し、多数の警官を「千七百六十二名の警官」と改めたり大童ながら診断書をそえて提出した。

**事実認否**

五・二〇―六・三裁判では被告が裁判長の事問題に関する質問とまどうことがあった。

彼には安保斗争の気負いが感じていたので、起訴事実は否認したが、

「それであなたは、国会に行った事はどうなんですか」という裁判長の馬鹿らしき誘導尋問に乗っかってしまったのだ。

六・一五被告団はこの点を問回も打合わせて敵権力が我々を罠に陥おとし入れようとする企ての企みを指摘するという原則を確認し「全面的に否認します」「われわれは無罪だ」それでもしつつこく質問したら、「意見陳述で展開します」それ以上やべらそうとするのは「陳述指導権の無視で裁判官の反だ」の三通りしかしゃべらないことを徹底し、事実関発には一切否認を通すことにした。

吉田君（明大）が「負傷と器物破損は認めない。他は認める」と答えた他は一切スムースに質問としてすすんだ。（そして彼がこうせざるを得なかったについては深い訳がある。）

**意見陳述**

午前中に時間が出来、西部君が先ず立って「斗争宣言」を発した。「この裁判の存在を認めない。これは茶番だ。敵こそは我々でなければならない。だからここに明確にされているのは単なる階級裁判である。我々は日本革命を成功させるためにガンバリこのナンセンスに解決を与えるだろう。」

この日の意見陳述については、弁ゴ側が被告の前に意見陳述を行うと主張していたのに対し、被告団は「被告がこういうものとして裁判斗争を行うかの観点で弁ゴ士にしてほしいそうでなければ弁ゴを辞めることもあります」と申し入れ弁ゴ士先生に納得してもらうことといっことだ。

陳述の要点は六点にしぼられ、

①日本帝国主義の政策としての安保改定のバクロ（大瀬）

②ブルジョア議会主義をふみはずした挙の手段（加藤）、（宮崎）

③六・一五の正当性（北小路）

④裁判の階級性のバクロ（常木）

⑤六・一五、斗争弾圧の具体的バクロ（各自）

⑥同志樺美智子への追悼演説と今後の斗争方針（有賀）

の主要陳述を中心に出席被告全員が行なった。（「二四人」三号参照）

陳述が核心に触れると「異議ナシ」の声が飛び、陳述が終ると拍手が湧く。すると裁判長怒る。被告団は検事一対一対審のつながり、裁判官の戦争責任、六・一五の暴虐、取り調べ段階の拷問を、ベキ、公訴棄却を要求した。

藤本、小川内君は「辞」で陳述した。

唯一人の労働者の被告佐々木君は裁判事の勝手な法解釈をバクロし、ウインター・ルー、パリコミューン、ダブリン・ストの虐殺の歴史を展開して「法の名による人民弾圧」をジャンジャンと証明して見せた。

**第一回は終った**

しかしそれは一回で後には何年という困難な長期の斗いが続くのだ。我々は狭い法廷の中にのみ目を奪われてはならない。それこそ組合幹部の目和見や裏切りを徹底的につき上げ、それを許さぬまでの力をつくり出すために、斗いぬかねばならない。国労が相次ぐ指導部のウラギリによって本当に斗うかまえを欠いており、炭労が合理化絶対の斗いをやらなくなってしまったた、全逓労働者は、電通、の労働者ともに、公労協の中では斗う力をもっているだけに、「その任務は大きいと云えるかもしれない。

それはまたわれわれ労働者が、階級的な理論をしっかりと身につけ革命的労働者として前進することをつけ加えておく。

彼には時に自民党の弁ゴ士が彼の父親によってつけられた。

その弁ゴ士は昨秋「どうせ学連の事件で金が出ないから辞める」といいだす仕末だった。

ところがこの自民党が乗り出す

「金はまかしとけ。絶対に彼から離れるな」

自民党は吉田君をおとして六・一五被告団を割ろうとした。

彼の父は自民党で千葉に住み、

「丁度土地立ち退き補償が起きており、若し弁ゴ士を辞めるものなら千葉のボス川島幸次郎に補償から外され、それ丁度近一帯を彼の父親の責にして補償を打切るぞ」というのだ。

事実総否の直前彼はその弁ゴ士に呼ばれ前述の発言をせざるをえなくされた。

しかし彼が意見陳述で展開したのは同だったか。彼は十二番に立つた。

「多くの人々が語ったので省略にはもういうことがなくなった。……

国会構内集会をひらくことは全く正当なことを主張する。戦争責任者岸が行った五・一九の暴挙、暴力が法律を蹂躙したことに反対する人民の広場の中で社会党、民社党、共産党さへもがこれに反対した事態を切ひらくのは学連主流派以外にはなかった。

樺さんを殺した犯人がいつかは裁かれるだろう。」

（一面より続く）

勿論この要求は物価高の中で喘ぐために切実でも欲しい賃金だ。

だが、これは、労働者の徹底的な斗いの中ではじめてとれるだろうこれをかちとるためには、職場から本当のまっかまえを作り出し、組合幹部の目和見や裏切りを徹底的につき上げ、それを許さぬまでの力をつくり出すために、斗いぬかねばならない。国労が相次ぐ指導部のウラギリによって本当に斗うかまえを欠いており、炭労が合理化絶対の斗いをやらなくなってしまったた、全逓労働者は、電通、の労働者ともに、公労協の中では斗う力をもっているだけに、「その任務は大きいと云えるかもしれない。

それはまたわれわれ労働者が、階級的な理論をしっかりと身につけて、革命的労働者として前進することをつけ加えておく。

彼には時に自民党の弁ゴ士が彼の父親によってつけられた。

その弁ゴ士は昨秋「どうせ学連の事件で金が出ないから辞める」といいだす仕末だった。

ところがこの自民党が乗り出す

「金はまかしとけ。絶対に彼から離れるな」

自民党は吉田君をおとして六・一五被告団を割ろうとした。

彼の父は自民党で千葉に住み、